



新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

自治体説明会⑬

厚生労働省 健康局 健康課 予防接種室
令和4年4月28日

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑬

2. V－S Y Sについて⑫

3. 各ワクチンの取扱いについて⑥

1. これまでの接種状況について
2. 武田社ワクチン（ノババックス）について
3. 4回目の接種について
4. 接種間隔について
5. ワクチン等の供給スケジュール
6. 広報
7. 副反応に係る状況
8. その他

1. 新型コロナワクチン接種の現状

国内の新型コロナワクチンの接種状況について

出典：首相官邸ホームページ

新型コロナワクチンについて

これまでの総接種回数：**267,390,282**回（令和4年4月22日公表）※1

増加回数：**+500,324**回（令和4年4月21日比）
（うち3回目接種完了者：**+463,892**回）

（総接種回数の内訳）※2

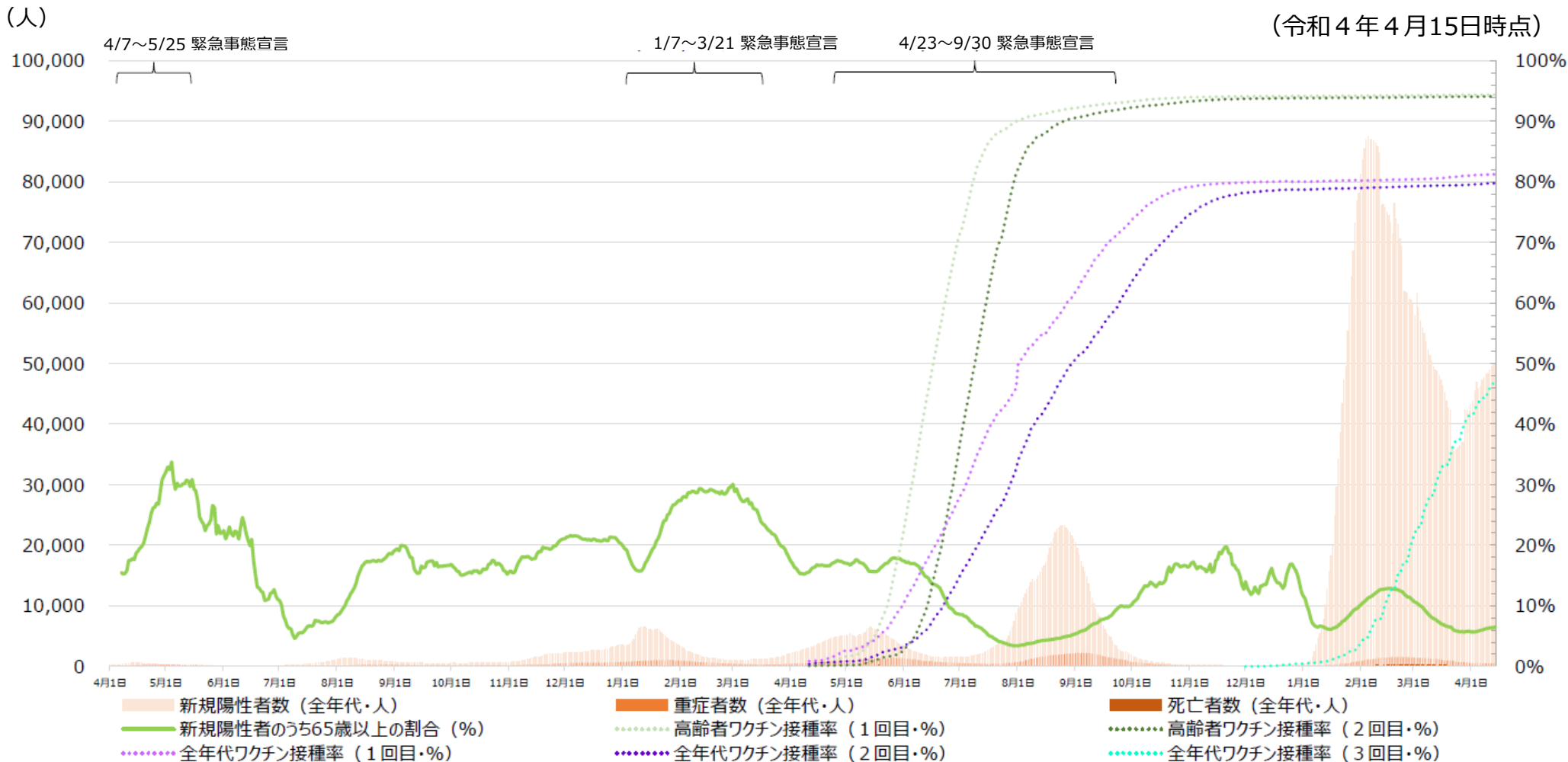
	全体		うち高齢者(65歳以上)		うち職域接種※3	うち小児接種※4	
	回数	接種率	回数	接種率	回数	回数	接種率
合計	267,390,282	—	97,308,063	—	22,366,768	1,309,669	—
うち1回以上接種者	103,010,745	81.3%	33,207,440	92.8%	9,741,942	854,327	11.5%
うち2回接種完了者	101,259,062	80.0%	33,105,897	92.6%	9,653,375	455,342	6.1%
うち3回接種完了者	63,120,475	49.8%	30,994,726	86.7%	2,971,451		

1. 新型コロナワクチン接種の現状

全国の新規陽性者数等及びワクチン接種率

出典：第81回（令和4年4月20日）
新型コロナウイルス感染症対策
アドバイザリーボード提出資料

（令和4年4月15日時点）



※新規陽性者数、重症者数及び死亡者数については、令和2年5月8日から（死亡者については同年4月21日から）、データソースを厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更。また、「新規陽性者数のうち65歳以上の割合」はHER-SYSに登録されている陽性者のうち、65歳以上の者の割合。新規陽性者数（全年代）および新規陽性者のうち65歳以上の割合は、直近7日間の移動平均の値。

※高齢者ワクチン接種率の算出においては、VRSへ報告された合計回数を使用。使用回数には、職域接種及び先行接種対象者のVRS未入力分が含まれていない。また、VRSに報告済みデータのうち、年齢が不明なものは計上していない。

※全年代のワクチン接種回数はいずれも首相官邸ウェブサイトの公表データを使用（一般接種（高齢者含む）はワクチン接種記録システム（VRS）への報告を、公表日ごとに累計したものであり、医療従事者等、職域接種はワクチン接種円滑化システム（V-SYS）への報告を、公表日ごとに累計したもの。また、職域接種の接種回数は、V-SYSとVRSで一部重複があるため、総合計の算出に当たっては重複を除外した（職域接種及び重複は、各公表日の直前の日曜日までのもの。）。医療従事者等は、令和3年7月30日で集計を終了しているため、8月3日以降のデータについては、8月2日の公表値（＝7月30日までの接種回数。）。）。

※各接種率の分母については、「全年代ワクチン接種率」に関しては全人口（出典：令和3年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別））を、「高齢者ワクチン接種率」に関しては65歳以上人口（出典：令和3年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別））をそれぞれ使用。

企業・大学等の単位での団体接種の実施

- 4月4日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（4月13日改訂）で10都県1市の取組を紹介。
- 沖縄県は県内の大学等に個別に働きかけを行い、県の広域接種会場や大学等の所在する市町村の集団接種会場で学生の団体接種を進める取組を実施。

自治体名	取組内容
宮城県	対象：県内に事業所を置く企業・団体 予約受付単位：被接種者10人以上 申込の流れ：県HPに掲載された所定の様式に必要事項を記入し、県の担当に提出 県HPで案内： https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/daikibo-sessyu.html
東京都	対象：都内の企業・大学等（サークルやクラブ、クラス、ゼミ等の単位も可） 予約受付単位：被接種者10人以上 申込の流れ：接種希望日の2営業日前までに都のコールセンターに電話で申込み 都HPで案内： https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronavaccine/dantaisessyu.html
愛知県	対象：県内の企業等 予約受付単位：被接種者50人以上 申込の流れ：労使団体が傘下企業の接種希望者リストを取りまとめて県に提出。 周知方法：県内労使団体宛て事務連絡を発出し、傘下企業に周知するよう依頼。
沖縄県	対象：県内の企業・大学等 予約受付単位：被接種者20人以上。 申込の流れ：県HPに掲載された申込書に必要事項を記入し、県の担当に送付。接種日時決定後、申込み団体が接種希望者リストを取りまとめて県に提出。 県HPで案内： https://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/vaccine/kigyo_dantai.html
神戸市	対象：企業・団体・大学等教育施設の従業員、学生及びその家族。自治会やサークルも可。 ※他の市町村に居住する者も可 予約受付単位：被接種者10人以上 申込の流れ：団体接種専用の予約システムから申込み 市HPで案内： https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/dantai.html

※ 4月4日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡（4月13日改訂）では、ほかに岩手県、群馬県、栃木県、兵庫県、富山県、長野県の取組を紹介。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000928760.pdf>

- 文部科学省において、大学等の接種を希望する学生へのワクチン接種を効率的に加速するため、自治体等と大学等が連携した大規模接種会場等における団体接種において必要な学生の送迎等に係る経費の支援を実施。
- 同省から大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等に周知した。

文部科学省

- 新型コロナウイルスの新規感染者数は全国的に下げ止まっているものの、若い世代を中心に増加傾向
- 感染が再び拡大する可能性も懸念される中、医療の逼迫が生じるような急激な感染拡大を防ぎ、日本の社会全体が日常生活へと移行していくためには、ワクチン接種をさらに促進する必要
- こうした中で、特に若い世代におけるワクチン接種を進めていくためには、接種を希望する学生が、早期に3回目接種を受けられる環境の整備が重要

大学等の接種を希望する学生へのワクチン接種を効率的に加速するため、自治体等と大学等が連携した大規模接種会場等※における団体接種において必要な学生の送迎等に係る経費を支援する

※自治体会場による大規模接種／他大学等を会場とした自治体大規模接種／自衛隊大規模接種 いずれも可

- 支援額：1,000円×接種回数を上限に実費を支援
- 経費の使途：希望者の集約や自治体等との調整を行うための人件費、接種会場への送迎費、事務手続きに必要な諸経費
- 支援対象機関：大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等
- 事業の対象者：大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等の学生

図1-1 学生と教育機関の関係

① 文部科学省 → 大学等
 ② 大学等 → 自治体等
 ③ 自治体等 → 大学等
 ④ 大学等 → 文部科学省

学生

図1-2 教育機関の役割

① 自治体等におけるワグン・スクール・コミュニティ等の推進
 ② 大学等と自治体等との協働
 ③ 自治体等のワグン・スクール・コミュニティへの学生派遣
 ④ 事業実施に要した経費を文部科学省に申請・経費の支援x2

※1. 自動車等の中古車買取りは2005年4月1日現在の買取り相場価格の100%で行う。
※2. 自動車等の買取りは、1台につき1台と限定し、中古車買取価格の100%とする。

ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い

- ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱いについて、厚生労働省HPで案内している。

※新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）（抜粋）

＜ワクチン接種に関する休暇や労働時間の取扱い＞

問20 自社に勤める労働者が新型コロナワクチンの接種を安心して受けられるよう、新型コロナワクチン接種や接種後に発熱などの症状が出た場合のために、特別の休暇制度を設けたり、既存の病気休暇や失効年休積立制度を活用できるようにするほか、勤務時間中の中抜けを認め、その時間分就業時刻を後ろ倒しにすることや、ワクチン接種に要した時間も出勤したものとして取り扱うといった対応を考えています。こういった点に留意が必要でしょうか。

職場における感染防止対策の観点からも、労働者の方が安心して新型コロナワクチンの接種を受けられるよう、ワクチンの接種や、接種後に労働者が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等を設けていただくなどの対応は望ましいものです。

また、①ワクチン接種や、接種後に副反応が発生した場合の療養などの場面に活用できる休暇制度を新設することや、既存の病気休暇や失効年休積立制度（失効した年次有給休暇を積み立て、病気で療養する場合等に使えるようにする制度）等をこれらの場面にも活用できるよう見直すこと、②特段のペナルティなく労働者の中抜け（ワクチン接種の時間につき、労務から離れることを認め、その分就業時刻の繰り下げを行うこと）や出勤みなし（ワクチン接種の時間につき、労務から離れたことを認めた上で、その時間は通常どおり労働したものと取り扱うこと）を認めることなどは、労働者が任意に利用できるものである限り、ワクチン接種を受けやすい環境の整備に適うものであり、一般的には、労働者にとって不利益なものではなく、合理的であると考えられることから、就業規則の変更を伴う場合であっても、変更後の就業規則を周知することで効力が発生するものと考えられます。

こうした対応に当たっては、新型コロナワクチンの接種を希望する労働者にとって活用しやすいものになるよう、労働者の希望や意向も踏まえて御検討いただくことが重要です。

- 上記問20のほか、ワクチン接種の対象年齢の子どもを持つ労働者の休暇や労働時間の取扱い（問21）、新型コロナウイルス罹患時を例とした年次有給休暇取得の扱い（問9）、アルバイト・パートタイム労働者等への年次有給休暇等の扱い（問10）などのQ&Aが用意されている。

若い世代の接種促進に係る情報提供

厚生労働省HPやQ&A等で最新の情報提供を行うと共に、SNS等を活用して幅広く周知を図っている。

2022年4月

接種費用
無料
全額公費

高校生、大学生などの皆様へ
新型コロナワクチン接種のお知らせ
3回目接種をご検討ください。

オミクロン株は従来株より重症化率は低いものの、
感染力は強いので、感染拡大による重症例の増加が懸念されています。
若い人であっても、**新型コロナに感染した後、
重症化することや、長引く症状(いわゆる後遺症)が生じることがあります。**

◎接種の対象
3回目接種の対象になるのは、**2回目のワクチン接種を終了した12歳以上の方です。**

**基礎疾患をお持ちなどの「重症化リスクが高い方(※)」
は特に接種をおすすめしています。**
接種にあたっては、あらかじめかかりつけ医などとよく相談してください。
※重症化リスクが高い身体的な基礎疾患については、厚生労働省「新型コロナワクチンQ&A」をご覧ください。

◎使用するワクチン
12～17歳の方は、ファイザー社のワクチンを使用します。1・2回目の接種量と同じ量を接種します。18歳以上の方は、武田/モデルナ社ワクチンまたはファイザー社ワクチンが受けられます。
※1・2回目に武田/モデルナ社ワクチンを受けた方も、ファイザー社ワクチンを受けられます。

新型コロナワクチンの効果
●1・2回目接種後、ワクチンの効果は時間の経過とともに低下していきませんが、同じワクチンを用いている18歳以上では、**3回目の接種を行うことにより、オミクロン株に対する感染予防効果や発症予防効果、入院予防効果が回復すると報告されています。**
出典：Tartof (Lancet, 2021) Chensu et al. (NEJM, 2021) Tsang (Nature Medicine, 2022) UKHSA (2022) GSK Regeneron (NIJIM correspondence, 2022) GSK (NIJIM 2022) Thomas (NEJM, 2021) Andrews (NEJM, 2022) Tartof (Lancet, 2021) Thompson (MMWR, 2022) Thompson (MMWR, 2022)
●16～17歳の方を対象とした研究結果では、オミクロン株流行期において、ワクチンの**2回目接種後は、未接種の方と比べて、新型コロナ感染症の様な症状のための救急外来の受診を34%減少させ、ワクチンの3回目接種後は、同様の救急外来の受診を81%減少させる効果があったことが報告されています。**
出典：MMWR Morbidity and Mortality Weekly Report 2022; 71(8): 3520-3528

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

本文へ お問合わせ窓口 よくある御質問 サイトマップ 国民参加の場

カスタム検索

検索

テーマ別を探す 報道・広報 政策について

厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

追加接種(3回目接種)についての
お知らせ

◎追加接種(3回目接種)について ◎有効期限の取扱いについて

◎新型コロナワクチンQ&A ◎初回接種(1回目・2回目接種)

「追加接種(3回目接種)」の接種対象や接種を受ける方法など、新型コロナワクチン接種の情報をお届けします。
・ 情報提供資料や予防接種の説明書などは、[こちら](#)をご覧ください。
・ 副反応についての情報は、[こちら](#)をご覧ください。

追加接種(3回目接種)について

接種が受けられる時期

接種を行う期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの予定です。

接種の対象

新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)の対象は、以下を全て満たす方全員です。
▷2回目接種を完了した日から、原則8か月以上経過した方
▷18歳以上の方
▷日本国内での初回接種(1回目・2回目接種)又は初回接種に相当する接種(※1)が完了している方

(※1) 次の方が、初回接種に相当する接種を受けた方となります。ただし、日本で薬事承認されている、[ファイザー社ワクチン](#)、[武田/モデルナ社ワクチン](#)、[アストラゼナカ社ワクチン](#)のいずれかを接種している場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html

1. これまでの接種状況について
- 2. 武田社ワクチン（ノババックス）について**
3. 4回目の接種について
4. 接種間隔について
5. ワクチン等の供給スケジュール
6. 広報
7. 副反応に係る状況
8. その他

武田社組換えタンパクワクチン（ノババックス）の特長①

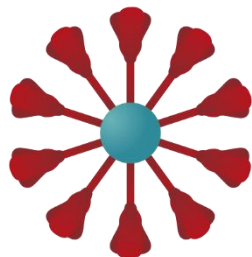
組換えタンパクワクチン

ウイルス抗原（SARS-CoV-2スパイクタンパク）の遺伝子をもとに、昆虫細胞を用いて発現させた遺伝子組換えSARS-CoV-2スパイクタンパク質をナノ粒子化して製造されたワクチンで、免疫の活性化を促進するためにアジュバントが添加されています。ウイルスタンパクをアジュバントとともに直接投与することで免疫応答を引き起こすことが可能です。

組換えタンパクワクチンは不活化ワクチンの一種であり、B型肝炎ウイルスワクチンをはじめ幅広く使用されている技術です。この技術は世界中ですでに広く使用され、長期の使用実績があります。

【有効成分(抗原)】 SARS-CoV-2 rS

昆虫細胞で発現させたスパイク蛋白質（rS）三量体がポリソルベート80を核に配置されたナノ粒子で構成される



【アジュバント】 Matrix-M

キラヤ植物の樹皮から抽出したキラヤサポニンとコレステロール及びホスファチジルコリンをベースにしたケージ様の粒子で構成される

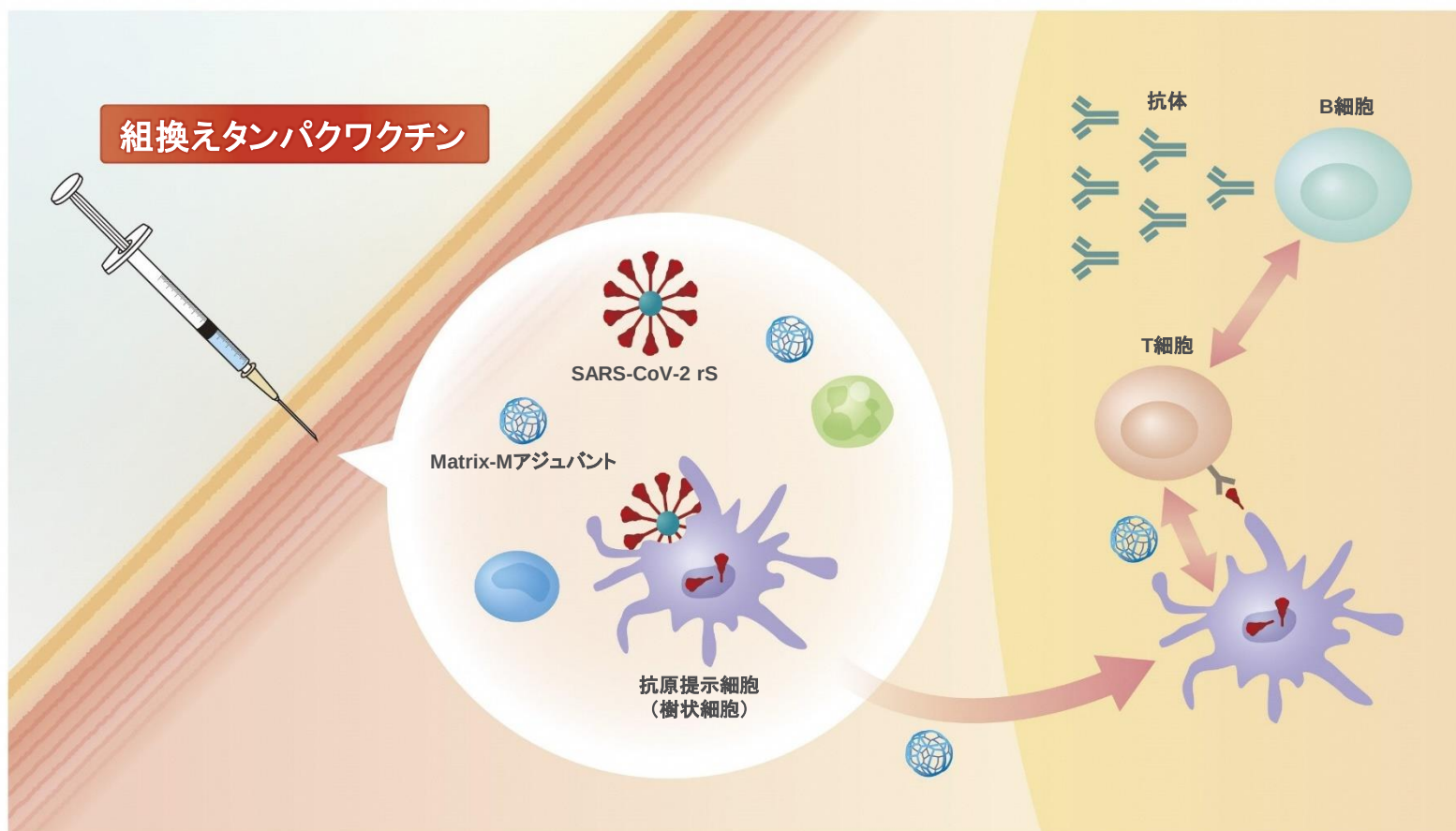


武田社組換えタンパクワクチン（ノババックス）の特長②

本剤の作用機序

本剤の接種により、抗原提示細胞がSARS-CoV-2の組換えスパイク蛋白質を取り込みます。リンパ組織にて抗原提示細胞がT細胞に抗原提示を行い、T細胞がB細胞を刺激することによりCOVID-19 感染症に対する抗体を産生します。

Matrix-Mアジュバントは接種部位、リンパ組織での免疫細胞の働きを促進します。



厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会(4月27日)の議論を踏まえた 武田社ワクチン(ノババックス)に関する対応方針と今後の予定

1. 武田社ワクチン(ノババックス)に関する対応方針

(1)位置づけ

- ✓ 武田社ワクチン(ノババックス)を、特例臨時接種として1・2回目接種及び3回目接種を行う場合に使用するワクチン位置づける。

(2)対象者

- ✓ 添付文書の内容を踏まえ、1・2回目接種と3回目接種のいずれにおいても18歳以上の者とする。

(3)接種方法

添付文書の内容を踏まえ、以下のとおりとする。

- ✓ 1・2回目接種:原則20日の間隔において、2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法。接種間隔が20日を超えた場合には、できる限り速やかに2回目の接種を実施。
- ✓ 3回目接種:1・2回目接種の終了後6月以上の間隔において1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法

(4)交互相種

- ✓ 1・2回目接種については、1回目と2回目は同一のワクチンを接種することを原則としつつ、以下のような場合には、1・2回目接種において交互相種を行うことができる。
 - ・武田社ワクチン(ノババックス)の国内の流通の減少や転居等により、同ワクチンで2回接種を行うことが困難である場合
 - ・医師が医学的知見から、1回目と2回目に同一のワクチンの接種を受けることが困難であると判断した場合
- ✓ 3回目接種については、1回目・2回目で用いたワクチンの種類にかかわらず、使用可能とする。

2. 今後の予定

- ✓ 4回目接種と同じタイミングで、関係省令等を改正。
- ✓ ワクチンの配送は、5/23週から開始予定

武田社ワクチン(ノバボックス)について

対象者等

- **対象者**
 - 18歳以上の方
- **接種回数・接種間隔**
 - **初回接種：原則20日の間隔**において **2回接種** **追加接種：2回接種後6か月以上の間隔**

武田社ワクチン（ノバボックス）

19日以下の間隔で接種した場合は間違い接種となります
(18日以上なら可としていたファイザー社ワクチンとは異なります！)

- **用法・用量**
 - 1回あたり**0.5mL**を**筋肉内**に注射する。
 - 1バイアルあたり10回採取できる。
- **保存方法・有効期間**

保存時	冷蔵 2～8℃	使用前に常温に戻すこと。ワクチンの有効期間（製造時から 9 か月）、冷凍保存不可
穿刺後の保存時	遮光して保存 2～25℃	初回使用から6時間以上経過した薬液は廃棄、有効期間内に使用すること

- **凍結しないように注意！（冷凍保存不可です）**
- 希釈不要、使用前に常温に戻すこと。

- **配送**
 - 原則として2℃～8℃で配送
 - 最少配送単位は1バイアル／箱 （箱の大きさ：幅80mm×奥35mm×高50mm）

ワクチン
カラーは
ピンク

当面のスケジュール

- **NV 第1クール** 納品数の登録：4/20～5/9、 配送：5/23週～
- **NV 第2クール** 納品数の登録：5/10～5/20、 配送：6/6週 & 6/13週～

武田社ワクチン(ノババックス)と武田／モデルナ社ワクチンの保存方法の違いに注意

- 複数種類の新型コロナワクチンの接種を混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所を明確に分ける。
- 同一の冷蔵庫・冷凍庫内で保管する場合は、容器・管理を明確に分ける。
- 複数人での確認を徹底するとともに、接種関連器具・物品を区別し、管理の責任者・担当者を置く。

	武田社ワクチン	武田/モデルナ社ワクチン	
販売名	ヌバキソビット筋注	スパイクバックス筋注	
ワクチンキャップの色	 ピンク	 赤	
冷凍保存	不可	可能(-15~-25℃)	
1回あたりの接種量	1、2、3回目接種 0.5mL	1、2回目接種 0.5mL	3、4回目接種 0.25mL

(参考) 新型コロナワクチンの特性(令和4年4月28日時点)

	ファイザー社(12歳以上)	ファイザー社(5~11歳)	武田/モデルナ社	アストラゼネカ社	武田社(ノババックス)
初回	21日間隔で2回	21日間隔で2回	28日間隔で2回	4~12週間隔で2回	21日間隔で2回
第1期追加	2回接種完了から5か月以上	—	2回接種完了から5か月以上	—	2回接種完了から6か月以上
第2期追加	3回接種完了から5か月以上	—	3回接種完了から5か月以上	—	—
希釈	1.8mLで希釈	1.3mLで希釈	希釈不要	希釈不要	希釈不要
接種量	毎回0.3mL	毎回0.2mL	(初回) 毎回0.5mL (追加) 0.25mL	毎回0.5mL	毎回0.5mL
1バイアル の単位	6回分(特殊な針・シリンジ) 5回分(一般的な針・シリンジ)	10回分	(初回) 10回分 (追加) 15回以上	10回分	10回分
最小流通 単位 (一度に接種会場に配送される 最小の数量)	195バイアル (特殊な針・シリンジを用いる場合は1,170回接種分、一般的な針・シリンジを用いる場合は975回接種分)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (初回: 100回接種分) (追加: 150回以上接種分)	2バイアル (20回接種分)	1バイアル (10回接種分)
保管温度	-75℃±15℃: 12か月 -20℃±5℃: 14日 ※なお、1回に限り、 再度-90℃~-60℃に戻し 保存することができる。 2~8℃: 1か月	-75℃±15℃: 12か月 2~8℃: 10週間	-20℃±5℃: 9か月 2~8℃: 30日 ※9か月の有効期間中に限る	2~8℃: 6か月	2~8℃: 9か月
備考	・冷蔵庫で解凍する場合は、解凍及び希釈を1か月以内に行う ・室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う ・希釈後、室温で6時間	・冷蔵庫で解凍する場合は、冷蔵庫で10週間。使用前、室温で24時間(希釈後は12時間以内) ・室温で解凍する場合は、24時間(希釈後は12時間以内)	【一度針をさしたものの以降】 2~25℃で12時間 (解凍後の再凍結は不可)	【一度針をさしたものの以降】 室温で6時間 2~8℃で48時間	【一度針をさしたものの以降】 室温で6時間 冷凍保存不可

3

1. これまでの接種状況について
2. 武田社ワクチン（ノババックス）について
- 3. 4回目の接種について**
4. 接種間隔について
5. ワクチン等の供給スケジュール
6. 広報
7. 副反応に係る状況
8. その他

厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会(4月27日)の議論を踏まえた 4回目接種に関する対応方針と今後の予定

1. 4回目接種に関する対応方針

(1)位置づけ

- ✓ 足下でオミクロン株の感染が収束しない中で、今後の再拡大も念頭に置きつつ、3回目接種後のワクチンの有効性の持続期間や、現時点までに得られている4回目接種の有効性・安全性に関する知見、諸外国における対応状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化予防を目的として、4回目接種を特例臨時接種として位置づける。

(2)対象者

- ✓ 薬事上の取扱いや、60歳以上の者に対する有効性に関する報告、諸外国における対応状況を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ①60歳以上の者
 - ②18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者(以下「基礎疾患を有する者等」という。)※引き続き、対象者等については、様々な情報を収集しながら検討。

(3)使用ワクチン

- ✓ ファイザー社製ワクチン 及び モデルナ社製ワクチン

(4)接種間隔

- ✓ 3回目接種から、少なくとも5か月以上空けること。

(5)接種勧奨・努力義務

- ✓ 全ての接種対象者について、接種勧奨の規定を適用。
- ✓ 努力義務の規定については、①60歳以上の者に適用。
 - ②基礎疾患を有する者等には、現時点では努力義務の規定を適用せず、今後、最新の科学的知見を踏まえて、改めて議論。

2. 今後の予定

- ✓ 5月下旬から開始できるよう、関係政省令等を改正。

重症化リスクの高い基礎疾患を有する者の範囲について

新型コロナワクチンの特例臨時接種における優先順位を検討した際、重症化リスクの高い基礎疾患について、関係学会からの意見等を踏まえ、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等での議論の結果、基礎疾患を有する者の範囲は以下の通りとなった。

1. 以下の病気や状態の方で、通院／入院している方

(参照)第44回厚生科学審議会予防接種・
ワクチン分科会 予防接種基本方針部会
(令和3年3月18日) 資料

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

2. 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方

* BMI30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

新型コロナワクチン接種に関する公的関与の規定の適用について

新型コロナワクチン接種に関する公的関与（接種勧奨、努力義務）の規定の適用状況は以下のとおり。

なお、4回目接種に係る部分は、4/27の厚科審での議論を踏まえた、適用見込みの内容である。

・・・接種勧奨（予防接種法第8条）：全ての接種対象者

・・・努力義務（予防接種法第9条）：1～3回目は12歳以上、4回目は60歳以上

	1・2回目	3回目	4回目
60歳以上			
12～59歳			18～59歳（※）
5～11歳		接種対象外	

※ 4回目接種においては、60歳未満の者については、18歳以上で基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者のみを対象とする見込みであり、当該範囲において、接種勧奨規定が適用されることとなる。

追加接種（4回目接種）の体制確保について

4回目接種を速やかかつ円滑に実施するため、厚生科学審議会での議論を踏まえた方針及び準備に当たって留意すべき事項をまとめた事務連絡を4月28日付けで発出。準備に当たっての留意事項は、以下のとおり。

接種の開始時期について

- 3月25日付け事務連絡において、同事務連絡の発出時点から2か月程度を目途に準備を進めることとしていたことを踏まえ、**市町村が5月下旬から4回目接種を開始**できるよう、**関係政省令等を改正する予定**である。

予算について

- 特例臨時接種として位置づけることとされた**4回目接種にかかる接種体制確保に必要な費用は、引き続き、国が全額負担**する。
- 3月25日付け事務連絡の内容を踏まえて**3回目接種を受けた全ての者が対象となることを想定して準備を行ったために生じた費用については、この間の経緯等を踏まえ、国が全額負担**することとする。

様式は3月25日付け事務連絡で示したものから変更なし

接種券の発送準備について

- 接種券は、5月下旬から接種開始することを想定して、**本事務連絡の発出以降、接種時期を踏まえて順次発送**する。
- 具体的な発行方法（②関係）については、現在自治体の皆さまから意見聴取中であるが、例えば、以下の対応が考えられる。
 - ①60歳以上の者については、接種間隔を踏まえて順次送付し、
 - ②60歳未満の基礎疾患を有する者等については、（1）接種対象者からの事前申請により発行、（2）接種会場において接種券を発行、（3）接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据え置く等
- 対象者以外の者の分の接種券をすでに印刷している場合は、当面の間、当該接種券を保管しておく。
- 接種券が到達していない者に対して4回目接種を実施することも検討**する。

60歳未満の基礎疾患を有する者等に対して接種を行う場合の留意事項について

- 接種実施医療機関において、**予診段階で、当該被接種者が4回目接種の対象者であることを確認した上で、接種を行う**。
- かかりつけ医や社会福祉法人等とも連携して、60歳未満の基礎疾患を有する者等への情報提供等を行う。
- 接種会場での被接種者のプライバシー保護について、一層留意する。

60歳未満の基礎疾患を有する者等への接種券発行について

4月28日付け事務連絡でお示した接種券発行方法のイメージは以下のとおり。

市町村は、こうした例も踏まえつつ、地域の実情に応じて、柔軟に方法を検討して差し支えない。

①被接種者からの事前申請による発行



②接種会場において接種券を発行

※住所地外接種では実施できないことに留意



③接種券情報が印字されていない予診票を接種会場に据置

※住所地外接種では実施できないことに留意



4 回目接種に関するQ&A

Q 1. 被接種者が、基礎疾患を有する者等であることはどのように確認すればよいのか。

▶ 60歳未満の者については、接種当日の予診段階等で、医師の判断により基礎疾患を有する者等であることを確認してください。市町村における接種券発行は、被接種者の自己申告に基づいて行って差し支えありません。

Q 2. 予め60歳未満の基礎疾患を有する者等を特定して接種勧奨を行うことは困難であると考えられるが、市町村は、どの程度対応すれば、予防接種法第8条に基づく接種勧奨義務を果たしたことになるのか。

▶ 市町村が負う予防接種法上の勧奨義務は、市町村が有する情報により可能な範囲で対応すれば義務を果たすことになると思います。60歳未満の基礎疾患を有する者等に対しては、ホームページや広報誌、ポスター等を活用した一般的な広報による対応や、こうした者のかかりつけ医等と連携して周知を行う、といった対応により、接種勧奨を実施していただくようお願いします。

Q 3. 令和4年3月25日付け事務連絡で示された予診票の新様式について、「4回目の接種の開始以降、1～4回目用の統一様式として活用」とあるが、1～3回目の予診票の様式変更が間に合わない場合、しばらく古い様式を使用しても問題ないか。

▶ 既に旧様式で印刷している場合等、やむを得ない事情がある場合については、旧様式を使用しても差し支えありません。

4

1. これまでの接種状況について
2. 武田社ワクチン（ノババックス）について
3. 4回目の接種について
- 4. 接種間隔について**
5. ワクチン等の供給スケジュール
6. 広報
7. 副反応に係る状況
8. その他

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 回目接種までの期間を短縮することの安全性等について（添付文書改訂）

ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンについては、添付文書において、3 回目接種の時期は2 回目接種から少なくとも6 か月経過した後とされていたが、今般有効性、安全性を踏まえ添付文書の改訂が行われ、少なくとも5 か月経過した後に3 回目接種を行うことができるとされた。

【（令和4年4月25日）薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会資料】（抜粋）
（3回目接種に係る状況）
○ これらの剤について、2回目接種約3か月以上後に追加接種した際の免疫原性・安全性を検討した臨床試験結果、コミナティ筋注については2回目接種から5か月以上経過後に追加接種した際の安全性データ、スパイクバックス筋注については概ね2回目接種から3～5か月後に追加接種した際の安全性のデータが得られている。

（3回目接種に係る対応案）
○ 現在得られている有効性・安全性に係る情報を踏まえると、
・コミナティ筋注及びスパイクバックス筋注の臨床試験において、2回目接種6か月後の追加接種により2回目接種1か月後よりも高い中和抗体価が得られていること、及び2回目接種3か月後の追加接種の臨床試験により一定の中和抗体価の上昇が示されていることを踏まえると、海外のように2回目接種5か月後に追加接種する場合でも有効性は期待できる。
・そのため、コミナティ筋注及びスパイクバックス筋注について、追加接種を2回目接種5か月後に行う場合にも6か月以上で行う場合と同様に有効性・安全性が期待できると考えられることから、これらの剤の添付文書の用法及び用量に関連する注意における追加接種に係る接種時期の記載について、2回目接種後から、「少なくとも6か月経過した後」を「少なくとも5か月経過した後」に変更してはどうか。

【令和4年4月26日 添付文書改訂：（下線は変更箇所）】

コミナティ筋注	旧	新
7. 用法及び用量に関連する注意 7.2 追加免疫 7.2.2 接種時期 通常、本剤2回目の接種から少なくとも <u>6か月</u> 経過した後に3回目の接種を行うことができる。 7.2.3 <u>初回免疫として他のSARS-CoV-2ワクチンを接種した者に追加免疫として本剤を接種した臨床試験は実施していない。</u>		7. 用法及び用量に関連する注意 7.2 追加免疫 7.2.2 接種時期 通常、本剤2回目の接種から少なくとも <u>5か月</u> 経過した後に3回目の接種を行うことができる。 <u>7.2.3 4回目接種については、ベネフィットとリスクを考慮した上で、高齢者等において、本剤3回目の接種から少なくとも5か月経過した後に接種を判断することができる。</u> <u>7.2.4 他のSARS-CoV-2ワクチンを接種した者に追加免疫として本剤を接種した際の有効性、安全性は確立していない。</u>
スパイクバックス筋注	旧	新
7. 用法及び用量に関連する注意 7.2 追加免疫 7.2.2 接種時期 通常、本剤2回目の接種から少なくとも <u>6か月</u> 経過した後に3回目の接種を行うことができる。 7.2.3 <u>初回免疫として他のSARS-CoV-2ワクチンを接種した者に追加免疫として本剤を接種した臨床試験は実施していない。</u>		7. 用法及び用量に関連する注意 7.2 追加免疫 7.2.2 接種時期 通常、本剤2回目の接種から少なくとも <u>5か月</u> 経過した後に3回目の接種を行うことができる。 <u>7.2.3 4回目接種については、ベネフィットとリスクを考慮した上で、高齢者等において、本剤3回目の接種から少なくとも5か月経過した後に接種を判断することができる。</u> <u>7.2.4 他のSARS-CoV-2ワクチンを接種した者に追加免疫として本剤を接種した際の有効性、安全性は確立していない。</u>

諸外国における初回接種完了から3回目接種（追加接種）までの間隔について（1/2）

オミクロン株の出現と感染例の増加を契機に、諸外国において、初回シリーズの接種完了から3回目接種（追加接種）までの接種間隔を短縮している。

2022年4月25日時点

国・地域	基本方針の 発出機関	追加接種として使用 するワクチン	接種間隔と経緯
 米国	CDC	・ ファイザー	・ オミクロン株の出現と感染例の増加のため6か月から5か月に短縮（2022/1/4）
		・ モデルナ	・ オミクロン株の出現と感染例の増加のため6か月から5か月に短縮（2022/1/7）
		・ ヤンセン	・ （追加接種開始当初より）接種間隔は2か月以上経過後（2021/10/20）
 英国	UKHSA	・ ファイザー、 モデルナ、 アストラゼネカ	・ オミクロン株による感染リスク変化のため6か月から3か月に短縮（2021/11/29）
 カナダ	NACI	・ ファイザー、 モデルナ	・ （追加接種開始当初より）接種間隔は6か月以上経過後（2022/4/12）
		・ ノババックス	・ （追加接種開始当初より）接種間隔は6か月以上経過後（2022/4/12）
 フランス	保健省	・ ファイザー、 モデルナ	・ 疫学的状況に関する懸念があり、集団のワクチンによる予防効果を高めるまでの時間を短縮させるため、また3か月間隔での追加接種戦略がオミクロン株による死亡を15% 低減させるというECDCの数値モデルの結果を受けて、6か月から3か月に短縮（2021/12/23）

諸外国における初回接種完了から3回目接種（追加接種）までの間隔について（2/2）

オミクロン株の出現と感染例の増加を契機に、複数の諸外国において、初回シリーズの接種完了から3回目接種（追加接種）までの接種間隔を短縮している。

2022年4月25日時点

国・地域	基本方針の 発出機関	追加接種として使用 するワクチン	接種間隔と経緯
 ドイツ	保健省	ファイザー、モデルナ	オミクロン株の出現のため6か月から3か月に短縮（2021/12/21）
 イスラエル	保健省	ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ	オミクロン株の出現のため5か月から3か月に短縮（2021/12/27）
 国際連合	WHO	（明記なし）	（間隔の明記なし）（2022/3/8）
 EU	EMA	- ファイザー、モデルナ - ヤンセン	- 感染者数と入院率の上昇のため6か月から3か月に短縮（2021/12/7） （追加接種開始当初より）接種間隔はヤンセン社ワクチン接種後2か月以上経過後、またはmRNAワクチン接種後、それぞれのワクチンにおける追加接種の推奨間隔経過後（2021/12/15）

関係法令等の改正イメージ

新型コロナウイルスワクチンの臨時予防接種に係る法令等の体系

4/27厚科審後版
(※)赤字の改正内容は、審議会の議論を踏まえた改正見込みであることに注意

予防接種法（昭和23年法律第68号） ※法に規定するもののほか、予防接種の実施に関して必要な事項は政令又は**省令**で定める。（11条）

厚生労働大臣は、新型コロナウイルス感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、市町村長に対し、臨時の予防接種の実施を**指示**することができる。【附則7条1項】

新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用は国が支弁する。
【附則7条3項】

新型コロナウイルスワクチン接種に係る勧奨・努力義務規定を適用しない者を**政令**で指定することができる。
【附則7条4項】

政府は、ワクチン製造販売業者と損失補償契約を締結することができる。【附則8条】

3回目接種の接種間隔の短縮、
武田社ワクチン接種、4回目接種の方法の規定

予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)

- 以下の者については、努力義務規定を適用しない。【附則7・8項】
 - ・12歳未満の者
 - ・**60歳未満の者（4回目接種の場合のみ）**

接種証明書の様式改正

予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)

- 使用するワクチンのタイプ（mRNA、ウイルスベクター、**組換えコロナウイルス**）【附則17条】
- 接種済証の記載事項【附則18条】
- 予防接種証明書の交付とその様式【附則18条の2】
- 副反応疑い報告基準【附則19条】

予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)

- 接種不適当者【附則6条】
 - 接種の方法（回数、接種量、接種間隔、交互接種等）【附則7・8・**9**条】
- ※ 省令で定める接種間隔は、間違い接種にならない最低ラインを示すものであり、標準的な接種間隔は自治体向け手引き・実施要領に記載。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」 （令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）

新型コロナウイルスワクチン接種に係る

- 対象者：市町村の区域内に居住する5歳以上の者
- 実施期間：令和3年2月17日～令和4年9月30日
- 使用するワクチン（及びワクチン毎の対象者）：
 - ①12歳以上用ファイザー社ワクチン ②武田/モデルナ社ワクチン
 - ③アストラゼネカ社ワクチン ④5-11歳用ファイザー社ワクチン
 - ⑤**武田社ワクチン（ノババックス）**

いわゆる“大臣指示”

※**第一期追加接種**の場合は①・②・⑤のみ

※**第二期追加接種**の場合は①・②のみ

武田社ワクチンの対象年齢、
4回目接種の対象者を規定予定

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（自治体向け手引き）、臨時接種実施要領

- 自治体事務の詳細
- ワクチン各論（詳細な使用方法、標準的な接種間隔等）
- 省令・大臣指示等の解釈
 - ・アストラゼネカ社ワクチンを18～39歳に使用する「必要がある場合」（大臣指示）の具体的内容
 - ・交互接種の「必要がある場合」（実施規則）の具体的内容
 - ・初回接種、**第一期追加接種**に「相当する注射」（実施規則）の具体的内容

武田社ワクチン接種、4回目接種の詳細を規定

関係法令等の改正イメージ①

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）（改正後イメージ）

※赤字が改正箇所

附 則

1～6 （略）

7 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第一項の規定は、次に掲げる者に対しては、適用しない。

一 十二歳未満の者

二 十二歳以上六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたもの

8 法附則第七条第二項の規定により適用する法第九条第二項の規定は、前項に規定する者の保護者に対しては、適用しない。

関係法令等の改正イメージ②

予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）（改正後イメージ）

※赤字が改正箇所

附 則

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種）

第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び次条において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS—CoV—2）（令和三年二月十四日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・三ミリリットルとする方法
- 二 コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS—CoV—2）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法
- 三 コロナウイルス（SARS—CoV—2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を二十七日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法
- 四 一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS—CoV—2）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法

五 組換えコロナウイルス（SARS—CoV—2）ワクチンを二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法

- 2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する**第一期追加接種及び附則第九条第一項に規定する第二期追加接種**を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。

関係法令等の改正イメージ③

予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）（改正後イメージ）つづき

※赤字が改正箇所

附 則

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）

第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法
- 二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

三 前条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法

- 2 第一期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種）

第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種（次項において「第二期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した附則第七条第一項第一号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法
- 二 附則第七条第一項第二号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法

- 2 第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。

関係法令等の改正イメージ④

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（改正後イメージ）

※赤字が改正箇所

※「3使用するワクチン」については、今回から表形式の規定に変更

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者（18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。）
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
<u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者</u>

関係法令等の改正イメージ⑤

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）（改正後イメージ）つづき

3 使用するワクチン（つづき）

(2) 第一期追加接種

※赤字が改正箇所

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）	18歳以上の者
<u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者</u>

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）</u>
<u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2） （令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u>	<u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。）</u>

関係法令等の改正イメージ⑥

予防接種実施要領（改正後イメージ）

2 各論

※赤字が改正箇所

(1) 初回接種

ア 12歳以上の者への接種

(エ) 武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）

組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。以下「武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）」という。）の初回接種は、以下の方法により行うこととすること。

なお、1（4）イ予防接種要領注意者の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要領注意者に該当すること。

a 対象者

18歳以上の者

b 接種量等

武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）を2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

c 接種間隔

原則20日の間隔をおいて2回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

d 接種箇所

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

e 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも15分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後30分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある者については、接種後30分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられること。

関係法令等の改正イメージ⑦

予防接種実施要領（改正後イメージ）つづき

※赤字が改正箇所

(2) 第一期追加接種

ア 12歳以上用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

12歳以上用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）の第一期追加接種は、以下の方法により、行うこととすること。

なお、1（4）イ予防接種要注意事項の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意事項に該当すること。

（ア）・（イ） （略）

（ウ）接種間隔

初回接種の完了から5月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

（エ） （略）

イ 武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）の第一期追加接種は、以下の方法により、行うこととすること。

なお、1（4）イ予防接種要注意事項の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意事項に該当すること。

（ア）・（イ） （略）

（ウ）接種間隔

初回接種の完了から5月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

（エ） （略）

関係法令等の改正イメージ⑧

予防接種実施要領（改正後イメージ）つづき

※赤字が改正箇所

（2）第一期追加接種（つづき）

ウ 武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）

武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）の第一期追加接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1（4）イ予防接種要注意事項の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意事項に該当すること。

（ア）対象者

18歳以上の者

（イ）接種量等

武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

（ウ）接種間隔

初回接種の完了から6月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

（エ）その他

接種箇所及び接種後の経過観察については、（1）ア（エ）d及びeの記載事項に従うこと。

関係法令等の改正イメージ⑨

予防接種実施要領（改正後イメージ）つづき

(3) 第二期追加接種

※赤字が改正箇所

ア 12歳以上用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

12歳以上用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）の第二期追加接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1（4）イ予防接種要注意者の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

（ア）対象者

60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者であって基礎疾患（手引き第2章2（2）アの表1に掲げる基礎疾患をいう。以下同じ。）を有するもの
その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの

（イ）接種量等

1.8ミリリットルの生理食塩液で希釈した12歳以上用ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとすること。

（ウ）接種間隔

第一期追加接種の完了から5月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

（エ）その他

接種箇所及び接種後の経過観察については、（1）ア（ア）d及びeの記載事項に従うこと。

イ 武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）の第二期追加接種は、以下の方法により行うこととする。

なお、1（4）イ予防接種要注意者の（ア）に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当すること。

（ア）対象者

60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者であって基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの

（イ）接種量等

武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

（ウ）接種間隔

第一期追加接種の完了から5月以上の接種間隔をおいて行うこと。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

（エ）その他

接種箇所及び接種後の経過観察については、（1）イ（ウ）及び（エ）の記載事項に従うこと。

関係法令等の改正イメージ^⑩

予防接種実施要領（改正後イメージ）つづき

(3) 第二期追加接種（つづき）

※赤字が改正箇所

ウ 「前条第一項各号の注射に相当するもの」について

実施規則附則第9条第2項の「新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、前条第一項各号の注射に相当するもの」は第一期追加接種とみなして、第二期追加接種を行うこと。「前条第一項各号の注射に相当するもの」とは、初回接種完了後に次の接種において行われた注射をいう。

(ア) 海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業において行われた当該被接種者にとって3回目の接種

(イ) 在日米軍従業員接種において行われた当該被接種者にとって3回目の接種

(ウ) 製薬メーカーの治験等において行われた当該被接種者にとって3回目の接種

(エ) 海外において行われた当該被接種者にとって3回目の接種

(オ) 上記の他、市町村長が第一期追加接種に相当する予防接種であると認めるもの

ただし、次のいずれかの新型コロナワクチンを接種している場合に限る。

- ・ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」を含む。）
- ・武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）
- ・武田社組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ノババックス）（インド血清研究所が製造する「コボバックス（COVOVAX）」を含む。）

5

1. これまでの接種状況について
2. 武田社ワクチン（ノババックス）について
3. 4 回目の接種について
4. 接種間隔について
- 5. ワクチン等の供給スケジュール**
6. 広報
7. 副反応に係る状況
8. その他

新型コロナウイルスワクチンの供給について

- 12歳以上の3回目接種については、対象者数を超える量のワクチンの配分を示しています。また、3回目接種用に配送したファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンは、4回目接種にも活用できます。
- 4回目接種用のワクチンも配送予定です。
- 5歳から11歳の1・2回目接種については、対象者数を超える量のワクチンの配分を示しています。

	1・2回目接種 対象者	3回目接種 対象者	4回目接種 対象者	ワクチン供給
ファイザー社 ワクチン	12歳以上	12歳以上	60歳以上、 18歳以上の基礎 疾患がある方等	- 3回目接種用：約5,870万回分を配分済 - 4回目接種用：約1,270万回分を配分 予定
武田/モデルナ社 ワクチン	12歳以上	18歳以上	60歳以上、 18歳以上の基礎 疾患がある方等	- 3回目接種用：約4,690万回分配分済 - 4回目接種用：約4,710万回分を配分 予定
武田社ワクチン (ノババックス)	18歳以上	18歳以上	× (使用不可)	1～3回目接種用 - 5月下旬に約10万回分を配分予定 - 6月以降は希望量を配送予定
アストラゼネカ社 ワクチン	原則40歳以上 (18歳以上も可)	× (使用不可)	× (使用不可)	1・2回目接種用 - 5月下旬に希望量を配送予定
小児用 ファイザー社 ワクチン	1回目の接種時に 5歳から11歳	× (使用不可)	× (使用不可)	1・2回目接種用 - 約1,110万回分を配分済 - 約240万回分を配分中

4回目接種のワクチンの配送量（令和4年4月28日時点）

7月末までに約6,310万回のワクチンの配分が可能

- ※1 武田/モデルナ社ワクチン約4,710万回、ファイザー社ワクチン約1,270万回、3回目接種対象者を超えて配送したワクチン330万回
- ※2 3回目接種者全員が4回目を接種出来るだけのワクチンを確保
- ※3 各自治体は、各自治体における接種の状況等を踏まえ、国から提示されたワクチンの全部又は一部を受け取らないことが可能

（単位：万人、万回）

4回目接種のタイミング		R4. 5月	R4. 6月	R4. 7月	R4. 8月
（3回目接種のタイミング）		R3. 12月	R4. 1月	R4. 2月	R4. 3月
3 回 目 接 種 者 数	60歳以上（約3,460）	17	275	1,913	1,252
	60歳未満（約1,970）	84	239	383	1,264
	合計	101	514	2,296	2,516
	累計	101	615	2,911	5,428
配分のタイミング		R4. 5月	R4. 6月	R4. 7月	R4. 8月
ワ ク チ ン 数	武田/モデルナ（上半期）	330	1,300	1,000	
	武田/モデルナ（下半期）		1,300	1,110	
	ファイザー（上半期）		640	0	
	ファイザー（下半期）		630	0	
	合計	330	3,870	2,110	
	累計	330	4,200	6,310	

注1 対象者数は、令和4年4月24日までのワクチン接種記録システム（VRS）への報告から集計している。
注2 R4. 5月の330万回は、3回目接種用に配分したワクチン（約10,552万回分）のうち、3回目接種の対象者数（約10,222万人）を上回る分

3 回目接種用ワクチンの供給状況（ファイザー社、武田/モデルナ社ワクチン）

クール名称	周知時期 (事務連絡発出日)	配送週	当該クールの ワクチン量	累計の ワクチン量
ファイザー第1クール (PF3rd01)	10/15	11/15週 & 11/22週	約410万回分	約410万回分
ファイザー第2クール (PF3rd02)	11/17	12/13週 & 12/20週	約1,200万回分	約1,610万回分
武田/モデルナ緊急配送	12/23	12/27週	約20万回分	約1,620万回分
武田/モデルナ第1クール (TM3rd01)	11/17	1/24週	約1,570万回分	約3,190万回分
武田/モデルナ第2クール (TM3rd02)	12/22	2/7週	約500万回分	約3,690万回分
ファイザー第3クール (PF3rd03)	11/17、12/22	2/14週 & 2/21週	約1,000万回分	約4,700万回分
武田/モデルナ第3クール (TM3rd03)	12/22	2/21週	約670万回分	約5,470万回分
武田/モデルナ都道府県第1クール (TMdp3rd01)	2/8	2/21週	約100万回分	
ファイザー第4クール (PF3rd04)	1/14	2/28週	約350万回分	約5,820万回分
武田/モデルナ第4クール (TM3rd04)	1/14	3/7週	約590万回分	約6,410万回分
ファイザー第5クール (PF3rd05)	1/14	3/14週	約700万回分	約7,670万回分
武田/モデルナ第5クール (TM3rd05)	1/14	3/14週	約550万回分	
ファイザー第6クール (PF3rd06)	2/15	3/21週	約440万回分	約8,110万回分
ファイザー第7クール (PF3rd07)	2/15、3/1	4/4週 & 4/11週	約740万回分	約9,230万回分
武田/モデルナ第6クール (TM3rd06)	1/14、3/1	4/4週 & 4/11週	約390万回分	
ファイザー第8クール (PF3rd08)	2/15、3/1	4/18週 & 4/25週	約1,020万回分	約10,390万回分
武田/モデルナ第7クール (TM3rd07)	2/15、3/1	4/18週 & 4/25週	約140万回分	
武田/モデルナ第8クール (TM3rd08)	2/15、3/1	5/9週 & 5/16週	約1,230万回分	約10,550万回分

※ 3 回目接種用のワクチンとして合計約11,620万回分の配分量を示していたが、一部のワクチンは自治体による割り当てが行われなかった。

ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチンの保有状況の把握について

概要

対象： ファイザー社ワクチン及び武田/モデルナ社ワクチン

目的： ワクチンの現状を確認する観点から、医療機関、大規模接種会場等の接種会場に配布したワクチンの保有状況を把握し、国・都道府県・市町村で共有すること。

時期： **2022年5月9日0時（8日24時）時点の保有状況**について、各都道府県に報告を求める。
（報告期日5/10(火)15:00）

なお、確認結果を理由に各都道府県へのワクチンの分配量を減らす対応は行わない。

ただし、より正確に現状を把握できるよう、保有状況が未回答の接種会場に対して、市町村が追加のワクチンを分配しない場合がある。

情報収集のツールについて

医療機関等の接種会場

5月9日0時（8日24時）時点の保有のワクチン本数を入力

【入力期間】
5/9（月）

ただし10時以降に行うこと



都道府県・市町村

- 保有状況の把握
- 医療機関等の回答状況の把握

レポート
出力結果
.CSV

都道府県から国に提出（提出期日：5/10（火）15:00）

各医療機関の入力欄画面のイメージ

在庫数の報告

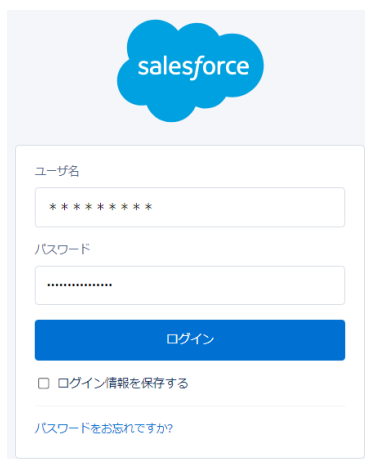
	ファイザーワクチン
保有在庫ワクチン バイアル本数(累計)	10本

5月9日0時（8日24時）時点の保有量（バイアル数（本））を入力

保有状況の入力方法

■ ワクチンの在庫量を下記手順にてご報告ください

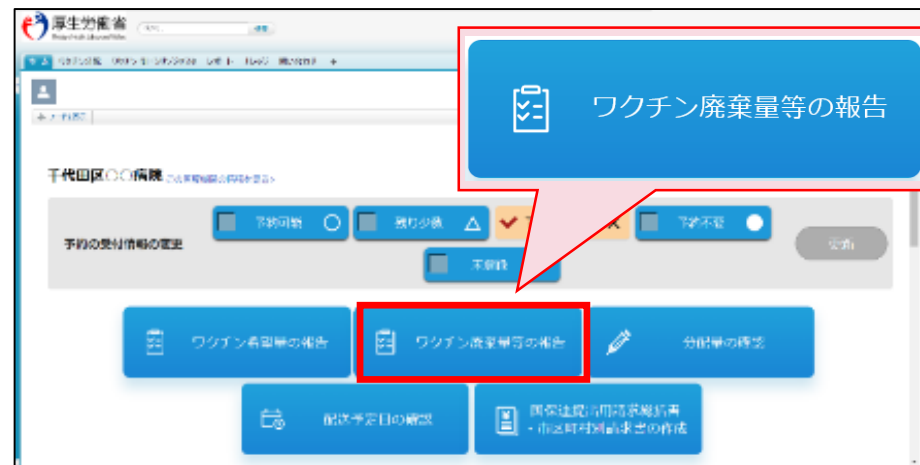
Step① V-SYSへログイン



The image shows the Salesforce login page. At the top is the Salesforce logo. Below it are two input fields: 'ユーザ名' (Username) with a masked password '*****' and 'パスワード' (Password) with a masked password '*****'. A blue 'ログイン' (Login) button is below the password field. There are two checkboxes: 'ログイン情報を保存する' (Save login information) and 'パスワードをお忘れですか?' (Forgot your password?).

<https://v-sys.my.salesforce.com/>

Step② 「ワクチン廃棄量等の登録」ボタンをクリック



The image shows a dashboard with several buttons. A red box highlights the button labeled 'ワクチン廃棄量等の報告' (Report on vaccine disposal, etc.). Other buttons include 'ワクチン希釈量の報告' (Report on vaccine dilution), '分配量の報告' (Report on distribution), '配送予定日の確認' (Check delivery date), and '国家保健用医薬品供給計画・市区町村別請求書の作成' (Creation of national health medicine supply plan and request by city/ward).

Step③ ワクチンの種類を選択後、画面最下部の「在庫量の報告」欄へ

対象医療機関・接種会場

大規模用医療機関

対象ワクチンの種類

武田/モデルナ(大規模接種)

追加接種（3回目接種）の接種実績等の報告

12月3日時点の接種実績をご登録ください

3回目接種実績（累計）

モデルナワクチン

0 回

ファイザーについて報告する場合はここで「ファイザー」を選択し、以下同様にご入力ください。なお、「ファイザー（5歳以上11歳以下）」については入力不要です。

「武田/モデルナ」と「武田/モデルナ(大規模接種)」が両方選択可能な場合は、どちらを選択いただいても結構です。

Step④ 「在庫量の報告」欄へ在庫ワクチン数を「本数」単位にて入力し登録ボタンを押して登録

在庫量の報告

モデルナワクチン

報告時点のバイアル本数

10 本

本数（バイアル数）を入力。

登録ボタンを押す。

登録 キャンセル

保有状況の把握に関するよくあるご質問

Q1. ワクチンの保有状況を踏まえて、都道府県から市町村への分配量、市町村から医療機関等への分配量を調整してよいのか？

- ▶ 分配量を調整する際、ワクチンの保有状況を考慮することは差し支えありません。
- ▶ なお、国から各都道府県へのワクチンの分配量については、確認結果を理由に減らす対応は行いません。

Q2. V-SYSへの入力とは5月9日（月）9時に行っても構わないのか？

- ▶ 過去の入力実績との混同を避けるため、5月9日（月）10時までにシステム側で一旦過去の入力実績を削除する操作を行いますので、入力は必ず5月9日（月）10時以降に行ってください。

Q3. V-SYSへの入力内容に誤りがあった場合は訂正可能か？

- ▶ 上書きにより情報を更新することが可能ですので、誤り等があった場合には、5月9日（月）中に適宜修正するなどして、保有状況を正確にご入力ください。

Q4. ファイザー・モデルナ両方を取り扱う会場の場合、1会場につき2回入力が必要か？

- ▶ お見込みのとおり2回入力が必要です。なお、ファイザー・モデルナの保有量を逆に報告することがないように、くれぐれもご注意ください。

Q5. V-SYSへのログインができない等の相談にはどのように対応すればよいのか？

- ▶ V-SYSマニュアル中の、「こんなときには」の章をご参照頂くようご案内ください。
それでもログイン出来ない場合にはサービスデスクをご案内ください。
⇒V-SYSサービスデスク 0570-026-055（8：30～19：00 平日のみ）
※つながりにくい時には、V-SYSホーム画面にある問合せフォームよりお問合せをお願いします。

追加接種用（４回目接種用）ワクチンの配分作業のスケジュール

ファイザー社ワクチン

クール名称	納品数の登録 【医療機関】	割当て期限 【国】	割当て期限 【都道府県】	確定処理期間 (データロック) 【国】	割当て期限 【市町村】	確定処理期間 (データロック) 【都道府県】	納入予定の入力日 【ファイザー社】
4回目第1クール PF4th01 5,431箱 約635万回分	4/28 (木)～ 5/16 (月) 15時	5/17 (火) 12時	5/17 (火) 18時	5/18 (水) 12時	5/19 (木) 12時	5/19 (木) 18時	5/24 (火) 配送： 6/6 週 & 6/13 週
4回目第2クール PF4th02 5,403箱 約632万回分	5/13 (金)～ 5/30 (月) 15時	5/31 (火) 12時	5/31 (火) 18時	6/1 (水) 12時	6/2 (木) 12時	6/2 (木) 18時	6/7 (火) 配送： 6/20 週 & 6/27 週
4回目第3クール PF4th03 残余	5/27 (金)～ 6/13 (月)15時	6/14 (火) 12時	6/14 (火) 18時	6/15 (水) 12時	6/16 (木) 12時	6/16 (木) 18時	6/21 (火) 配送： 7/4 週 & 7/11 週

追加接種用（4回目接種用）ワクチンの配分作業のスケジュール

武田/モデルナ社ワクチン

クール名称	納品数の登録 【医療機関】	割当て期限 【国】	割当て期限 【都道府県】	確定処理期間 (データロック) 【国】	割当て期限 【市町村】	確定処理期間 (データロック) 【都道府県】	配送予定 【地域担当卸】
4回目第1クール TM4th01 86,703箱 約1,301万回分	4/28 (木)～ 5/16 (月) 15時	5/17 (火) 12時	5/17 (火) 18時	5/18 (水) 12時	5/19 (木) 12時	5/19 (木) 18時	6/6 週 & 6/13 週
4回目第2クール TM4th02 86,703箱 約1,301万回分	5/13 (金)～ 5/30 (月) 15時	5/31 (火) 12時	5/31 (火) 18時	6/1 (水) 12時	6/2 (木) 12時	6/2 (木) 18時	6/20 週 & 6/27 週
4回目第3クール TM4th03 66,697箱 約1,000万回分	5/27 (金)～ 6/13 (月)15時	6/14 (火) 12時	6/14 (火) 18時	6/15 (水) 12時	6/16 (木) 12時	6/16 (木) 18時	7/4 週 & 7/11 週
4回目第4クール TM4th04 73,926箱 約1,109万回分	6/10 (金)～ 6/27 (月)15時	6/28 (火) 12時	6/28 (火) 18時	6/29 (水) 12時	6/30 (木) 12時	6/30 (木) 18時	7/18 週 & 7/25 週

武田社ワクチン（ノババックス）の配分作業スケジュール

武田社ワクチン（ノババックス）

クール名称	納品数の登録 【配送予定施設】	都道府県別配分量 割当て期限 【国】	接種会場別配分量 割当て期限 【都道府県】※	確定処理期間 (データロック) 【国】	配送予定 【地域担当卸】
第1クール NV01 10,023箱 約10万回分	4/20（水）～ 5/9（月）18時	5/10（火） 12時	5/11（水） 12時	5/11（水） 18時	5/23週
第2クール NV02	5/10（火）～ 5/20（金）18時	5/23（月） 12時	5/24（火） 12時	5/24（火） 18時	6/6週 &6/13週
第3クール NV03	5/23（月）～ 5/30（月）15時	6/1（水） 12時	6/2（木） 12時	6/2（木） 18時	6/20週 &6/27週
第4クール NV04	5/31（火）～ 6/27（月）15時	6/29（水） 12時	6/30（木） 12時	6/30（木） 18時	7/18週 &7/25週

※ 都道府県が配送予定施設への配分量をV-SYSに入力するため、市町村への割当て及び確定処理のステップはありません。

初回接種用ワクチンの配送スケジュール



アストラゼネカ社ワクチン

クール名称

納品数の登録
【医療機関】

配送予定
【地域担当卸】

1、2回目
第13クール
AZ013

～5/9(月)
15時

5/23週～

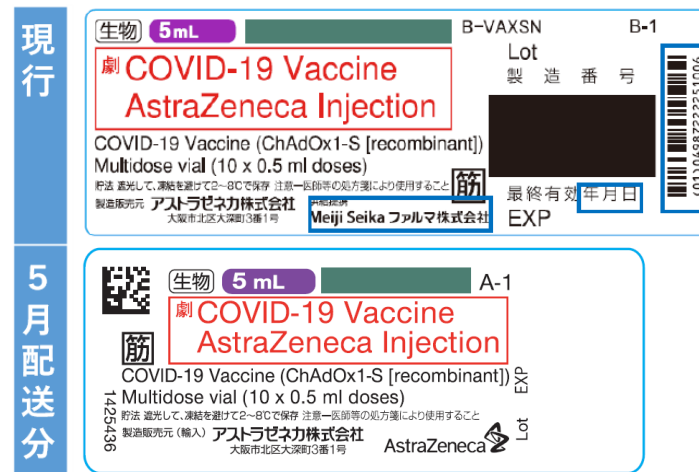
今後の配送予定については、追ってお示しする予定です。

第13クール（5月）配送分のAZワクチン

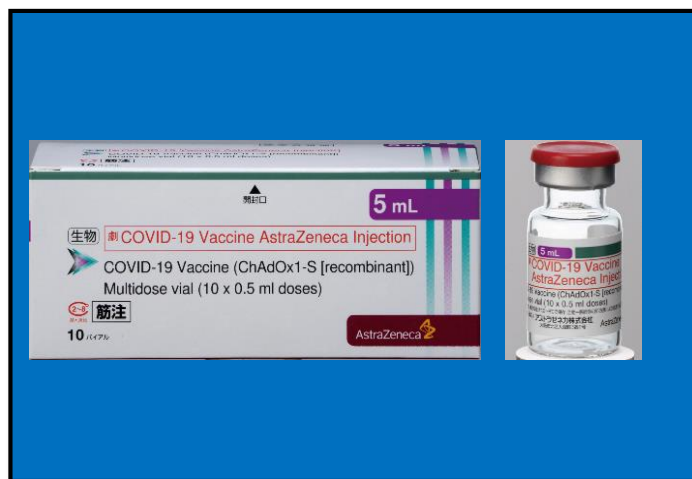
【現行品からの変更点】

- ・ 1箱 2 バイアル → 1箱10バイアル
- ・ バイアルキャップが 緑色 → 赤色
- ・ バイアル及び外箱に印字の有効期限が有効年月日 → 有効年月
- ・ バイアル及び外箱に国内流通用GS1コード、供給提携会社の表示 有り → なし

取り違いによる間違い接種に留意してください



※現行品の青枠囲みが相違箇所



第13クール配送分のAZワクチン

バイアル

直径：24mm×高さ：45mm

外箱

長さ：55mm×幅：135mm×高さ：55mm

【参考】武田/モデルナ社ワクチン

直径：24mm×高さ：50mm

長さ：61mm×幅：130mm×高さ：61mm

小児用ワクチンの配分作業スケジュール

ファイザー社ワクチン（5歳から11歳用）

クール名称	納品数の登録 【医療機関】	割当て期限 【国】	割当て期限 【都道府県】	確定処理期間 (データロック) 【国】	割当て期限 【市町村】	確定処理期間 (データロック) 【都道府県】	納入予定の入力日 【ファイザー社】
小児第1クール PFchild_01 9,031箱(約90万回分)	1/31(月)～ 2/7(月)12時	2/7(月) 20時	2/8(火) 15時	2/8(火) 18時	2/9(水) 15時	2/9(水) 18時	2/15(火) 配送：2/28週～ (一部2/21週～)
小児第2クール PFchild_02 20,029箱(約200万回分)	2/7(月)～ 2/18(金)15時	2/21(月) 12時	2/21(月) 18時	2/22(火) 12時	2/24(木) 12時	2/24(木) 18時	3/1(火) 配送：3/7週 & 3/14週～
小児第3クール PFchild_03 41,009箱(約410万回分)	2/25(金)～ 3/11(金)15時	3/14(月) 12時	3/14(月) 18時	3/15(火) 12時	3/16(水) 12時	3/18(金) 18時	3/24(木) 配送：4/4週 & 4/11週～
小児第4クール PFchild_04 29,961箱(約300万回分)	3/11(金)～ 3/25(金)15時	3/28(月) 12時	3/28(月) 18時	3/29(火) 12時	3/30(水) 12時	4/1(金) 18時	4/6(水) 配送：4/18週 & 4/25週～
小児第5クール PFchild_05 10,686箱(約110万回分)	3/25(金)～ 4/11(月)15時	4/12(火) 12時	4/12(火) 18時	4/13(水) 12時	4/14(木) 12時	4/14(木) 18時	4/19(火) 配送：5/9週 & 5/16週～
小児第6クール PFchild_06 24,032箱(約240万回分)	4/11(月)～ 4/25(月)15時	4/26(火) 12時	4/26(火) 18時	4/27(水) 12時	4/28(木) 12時	4/28(木) 18時	5/11(水) 配送：5/23週 & 5/30週～

ファイザー社及び武田/モデルナ社ワクチンの有効期間の延長について

- ワクチンの有効期間は、一定期間ワクチンを保存した場合に品質が保たれるかについて、企業において集められたデータに基づき、薬事上の手続きを経て設定されます。このため、企業において、より長くワクチンを保存した場合に品質が保たれることについてデータが集められれば、そのデータに基づき、薬事上の手続きを経て、有効期間が延長されることがあります。
- 一方、延長前の有効期間を前提とした有効期限が印字されているバイアルも、現在、流通し、使用されています。ワクチンを有効に活用する観点から、このようなバイアルについて、延長後の有効期間を前提として取り扱って差しつかえないこととしています。
- この取扱いに際して、ワクチンシールに延長前の有効期限が印字されており、印字されている有効期限よりも後に接種する場合には、被接種者に対して不安を与えることがないよう、適切な情報提供をお願いします。
- なお、有効期限が過ぎたワクチンを誤って接種することのないよう、よく確認の上で接種をお願いします。
- この取扱いの対象となるロット番号等の詳細については、厚生労働省のHPや事務連絡を参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kigen.html

	ファイザー社（12歳以上）	ファイザー社（5～11歳）	武田／モデルナ社
現在の有効期間	12か月 （-90℃～-60℃で保存する場合）	12か月 （-90℃～-60℃で保存する場合）	9か月 （-15℃～-25℃で保存する場合）
経緯	2021年2月14日：6か月で承認 9月10日：9か月に延長 <u>2022年4月22日：12か月に延長</u>	2022年1月22日：9か月で承認 <u>4月22日：12か月に延長</u>	2021年5月21日：6か月で承認 7月16日：7か月に延長 11月12日：9か月に延長

（参考）アストラゼネカ社のワクチンは、2021年5月21日に、有効期間6か月で承認。

武田社ワクチン（ノババックス）は、2022年4月19日に、有効期間9か月で承認。

6

1. これまでの接種状況について
2. 武田社ワクチン（ノババックス）について
3. 4 回目の接種について
4. 接種間隔について
5. ワクチン等の供給スケジュール
- 6. 広報**
7. 副反応に係る状況
8. その他

国民のみなさまへのわかりやすい情報提供

国民や自治体、医療従事者等へ、厚生労働省ホームページやSNS等を通じて、情報提供を行っている。

厚生労働省ホームページ

- **国民への情報提供** https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
 - ・ 接種のお知らせ ・ 有効性と安全性 ・ 接種実績 等
 - <特設サイト> ・ Q & A ・ コロナワクチンナビ
- **自治体への情報提供** https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html
 - ・ 自治体向け手引き ・ 自治体向け説明会資料 ・ 通知 ・ 事務連絡 等
- **医療機関への情報提供** https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanheno_oshirase.html
 - ・ 接種の準備から実施までの進め方 ・ 副反応疑い報告の方法 ・ 予診票の確認のポイント 等

新型コロナワクチンQ&A

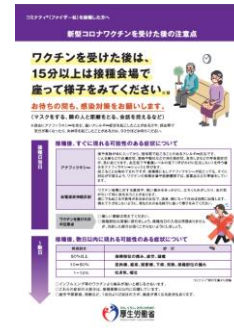


「コロナワクチンナビ」



リーフレット等の広報資材

- ・ 接種のお知らせ例（多言語対応）
- ・ 接種後の注意点
- ・ 新型コロナワクチン接種のお知らせ
- ・ 新型コロナワクチン接種後の心筋炎・心膜炎について（10代・20代の男性と保護者の方へのお知らせ） 等



厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyoutc.html

新型コロナワクチンに関する厚生労働省の電話相談窓口を設置。

（電話番号：0120-761-770 受付時間：原則9時～21時（土日・祝日も実施、対応言語により異なる）

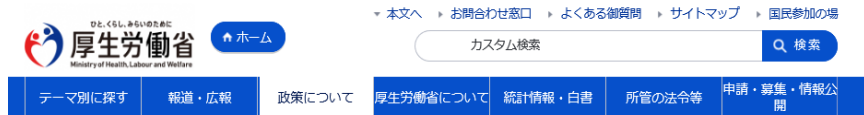
※海外からおかけいただく場合 （+81）50-3734-0348

（対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・ベトナム語）

追加接種（3回目接種）に係る情報提供①

厚生労働省HPやQ&A等で最新の情報提供を行うと共に、SNS等を活用して幅広く周知を図っている。

厚労省ホームページでの情報発信



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 新型コロナウイルスワクチンについて > 追加接種（3回目接種）についてのお知らせ

健康・医療 追加接種（3回目接種）についてのお知らせ

追加接種（3回目接種）について 有効期限の取扱いについて

新型コロナウイルスワクチンQ&A 初回接種（1回目・2回目接種）

「追加接種（3回目接種）」の接種対象や接種を受ける方法など、新型コロナウイルスワクチン接種の情報をお届けします。

- 情報提供資料や予防接種の説明書などは、[こちら](#)をご覧ください。
- 副反応についての情報は、[こちら](#)をご覧ください。

追加接種（3回目接種）について

接種が受けられる時期

接種を行う期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までの予定です。

接種の対象

新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）の対象は、以下を全て満たす方全員です。

- 2回目接種を完了した日から、原則8か月以上経過した方
- 18歳以上の方
- 日本国内での初回接種（1回目・2回目接種）又は初回接種に相当する接種（※1）が完了している方

（※1）次の方、初回接種に相当する接種を受けた方となります。ただし、日本で事業承認されている、ファイザー社ワクチン、武田/モデルナ社ワクチン、アストラゼネカ社ワクチンのいずれかを接種している場合

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

医薬品・医療機器

生活衛生

水道

子ども・子育て

福祉・介護

雇用・労働

年金

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

情報提供資料の作成

接種のお知らせ例



説明書



追加（3回目）接種に使用するワクチンのお知らせ



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_booster.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

追加接種（3回目接種）に係る情報提供②

厚生労働省HPやQ&A等で最新の情報提供を行うと共に、SNS等を活用して幅広く周知を図っている。



㊦ なぜ、追加(3回目)接種が必要なのか。

- ㊦ 日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されています。このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、初回(1回目・2回目)接種を完了したすべての方に対して、追加接種の機会を提供することが望ましいとされています。

日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果があり、感染や重症化を予防する効果も確認されています。しかしながら、感染予防効果等は時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが、様々な研究結果等から示唆されています。

例えば、ファイザー社のワクチンを接種された人の情報を集めた米国での研究によると、12歳以上における感染予防効果は、2回目接種後1ヶ月以内では88%であったところ、5～6ヶ月後には47%にまで有意に低下したとの報告があります(※1)。発症予防効果についても、6ヶ月間の追跡調査の結果、2回目接種後7日以降2ヶ月未満では96.2%であったところ、4ヶ月以降では83.7%であり、経時的に低下していくことが確認されています(※2)。また、

 TwitterやFacebookを活用して幅広く周知

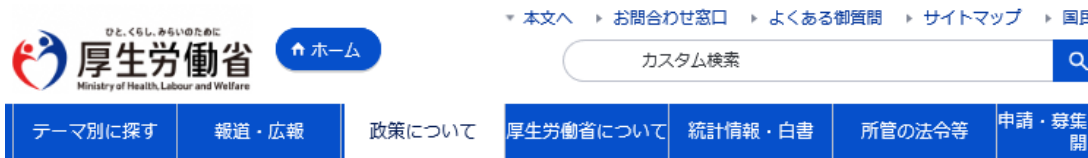


<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

小児接種（5～11歳）に係る情報提供①

厚生労働省HPやQ&A等で最新の情報提供を行うと共に、SNS等を活用して幅広く周知を図っている。

厚労省ホームページでの情報発信



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイルス感染症について > 新型コロナワクチンについて > 5～11歳への接種（小児接種）についてのお知らせ

健康・医療 5～11歳の子どもへの接種（小児接種）についてのお知らせ

- 小児接種の基本情報
- 小児接種の準備～接種完了まで
- 小児用新型コロナワクチンの供給の見通し
- ワクチンの有効期限について

新型コロナワクチンQ & A

ワクチンの有効性・安全性について

「小児接種」の接種対象や接種を受ける方法など、新型コロナワクチン接種についての情報をお届けします。

- 新型コロナワクチンの接種を行う医療機関へのお知らせは、[こちら](#)をご覧ください。
- 情報提供資料や予防接種の説明書などは、[こちら](#)をご覧ください。
- 小児接種の必要性についての情報は、[こちら](#)をご覧ください。
- 小児接種の副反応についての情報は、[こちら](#)をご覧ください。

コロナワクチンナビ

新型コロナウイルスのお近くの接種会場を探せます。会場ごとの予約受付状況もご案内しています。



政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

健康

食品

医療

医療保険

医薬品・医療機器

生活衛生

水道

子ども・子育て

情報提供資料の作成

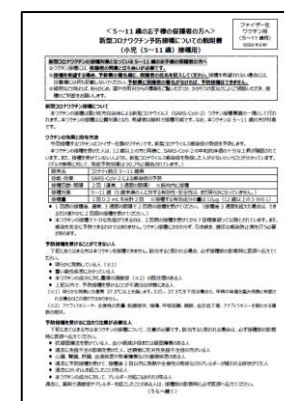
新型コロナワクチン接種についてのお知らせ



接種後の注意点



説明書



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_for_children.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html

小児接種（5～11歳）に係る情報提供②

厚生労働省HPやQ&A等で最新の情報提供を行うと共に、SNS等を活用して幅広く周知を図っている。



Q なぜ、小児（5～11歳）の接種が必要なのですか。

A 小児においても中等症や重症例が確認されており、特に基礎疾患を有する等、重症化するリスクが高い小児には接種の機会を提供することが望ましいとされています。また、今後様々な変異株が流行することも想定されるため、小児を対象にワクチン接種を進めることとされました。

令和4年2月現在、国内における小児（5～11歳）の新型コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、オミクロン株の流行に伴い新規感染者が増加する中で、重症に至る症例数が増加傾向にあること、感染者全体に占める小児の割合が増えていることが報告されています。

また、基礎疾患がある小児では、新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクが高くなると言われています。

今後、様々な変異株が流行することも想定されること、現時点において、特に重症化リスクの高い基礎疾患を有する5～11歳の小児に対して接種の機会を提供することが望ましいと考えられることから、厚生労働省の審議会で議論された結果、予防接種法に基づく接種に位置づけ、小児を対象にワクチン接種を進めることとされました。

TwitterやFacebookを活用して幅広く周知



<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>